

## やまなし地産訪消6次産業化新商品開発支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、農業の6次産業化を推進するため、農家組織及び農家・商工業者等で構成する団体（以下「事業実施主体」という。）が行う、農畜水産物を原料とする加工品を開発するための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 この補助金は、美味しい甲斐開発プロジェクト事業実施要領（平成29年4月1日付け果六第2321号山梨県農政部長通知）に基づき、事業実施主体が行う加工品開発事業に対し補助金を交付するものとし、補助対象経費、経費内訳及び補助率は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、第3条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

### (補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲

げる変更についてはこの限りでない。

- ア 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
  - イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
- 二 補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

#### （補助金の交付）

- 第6条 補助金は、精算払いとする。ただし知事が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

#### （実績報告）

- 第7条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第6号）により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。
- 2 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした場合、事業実施主体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした場合、事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額している場合は、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに、知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

- 第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第9条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第10条 本要綱により提出する書類(添付書類として、事業実施主体が作成した書類を含む。)は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとし、農務事務所長は提出された書類の内容を確認し、内容が適当と認められたものについて、知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象事業	経費内訳	補助率
<p>1 試作品開発（資材購入費、成分分析等検査費、開発員手当、試作品作成に必要な機器のレンタル・リース料等）に係る経費</p> <p>2 パッケージデザイン開発（資材購入費、開発員手当）に係る経費</p>	<p>報償費、旅費、需用費（原材料費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>補助対象経費の1／2以内</p> <p>ただし、250千円を上限とする。</p>